

議会議案第8号

奈良市職員倫理条例の制定について

奈良市職員倫理条例を次のように制定しようとする。

平成24年12月18日提出

提出者

奈良市議会議員 池 田 慎 久

賛成者

奈良市議会議員 浅 川 仁

同 中 西 吉 日 出

同 三 浦 教 次

同 植 村 佳 史

同 森 田 一 成

奈良市職員倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）に基づき、職員の服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員が遵守すべき倫理規範を定め、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項を定めることにより、市民全体の奉仕者として市政に対する市民の信頼を確保するとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第3項に規定する特別職のうち副市長、水道事業管理者、常勤の監査委員及び法第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

(職員の倫理原則)

第3条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識し、常に厳しく自らを律し、服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、公正に職務を執行し、その職務や地位を私的利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

4 職員は、市政の透明性の確保に努めるとともに、自らの職務に関し説明責任を果たすよう努めなければならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員が勤務時間の内外を問わず、服務規律を遵守し、高い倫理意識を持って行動するようにするため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員（以下「管理監督者」と

いう。)は、その職責の重要性を自覚し、第3条各項に定める倫理原則(以下「倫理原則」という。)を自ら率先して遵守しなければならない。

- 2 管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員(以下「部下職員」という。)に対し、倫理原則を踏まえ、服務規律の遵守及び公正な職務の執行を確保するため、必要な指導を行わなければならない。
- 3 管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を常に点検し、その改善を図りつつ、良好な職場環境の形成に努めなければならない。
- 4 管理監督者は、部下職員に対し、勤務時間外の行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを自覚させ、倫理意識の高揚を促さなければならない。

(利害関係者との関係)

第6条 職員は、倫理原則を踏まえ、職務上利害関係のある者(労働団体その他の団体及び地方公共団体の議会の議員を含む。以下「利害関係者」という。)との関係において、市民の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎むとともに、公平性及び公正性を保持し、透明性の高い行政運営を行うことにより、市政に対する信頼を高めなければならない。

(遵守事項)

第7条 職員は、第1条の目的を踏まえ、常に奈良市職員としての誇りと自覚を持って行動しなければならない。

- 2 職員は、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために、次に掲げる事項を遵守し、次条の規定により行ってはならないとされた行為を行わないこととする。

(1) 本市が保有する情報の取扱いは、職務上知り得た秘密を漏らさないとともに、個人情報(奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に最大限に配慮し、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で個人情報を収集し、若しくは利用しない等、法令等(法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程その他の地方公共団体

の長以外の機関の定める規則その他の規程を含む。)をいう。以下同じ。)の定めに従い適正に行うこと

- (2) 行政文書（奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。）の作成、保存、廃棄その他の管理は、市政運営に関する情報は市民の財産であるという認識の下、法令等の定めに従い適正に行うこと
- (3) 公金又は物品の取扱いは、責任の所在を明確にし、法令等の定めに従い適正に行うこと
- (4) 契約事務は、不適正な資金の捻出、入札の手続を避けるための意図的な分割発注その他の不正な取扱いを決して行わないよう、法令等の定めに従い適正に行うこと
- (5) 出張、休暇、職務に専念する義務の免除等のため不在となるときの手続は、法令等の定めに従い適正に行うこと
- (6) 扶養手当、住居手当、通勤手当その他の手当の受給は、次に掲げる事項に留意して法令等の定めに従い適正に行うこと
 - ア 届出に係る事実に変更があったときは、速やかに変更後の事実に基づく所定の届出を行うこと
 - イ 通勤手当の受給にあつては、原則として届け出た交通手段で通勤するとともに、届け出していない交通の用具を常例的に使用しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、職務上の手続は、法令等の定めに従い適正に行うこと
- (8) 勤務時間中は、次に掲げる事項に留意すること
 - ア 常に清潔な身だしなみを心がけること
 - イ 市民の応対を行うときは、名札を着用すること
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- (9) セクシュアル・ハラスメント（性的な関心若しくは欲求に基づく言動又は性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動であつて、相手の意に反し、かつ、相手を不快にさせるものをいう。）を行わないこと
- (10) パワー・ハラスメント（職務上の地位又は権限を利用して行われる言

動であつて、指導監督の範囲を逸脱して相手の人格及び人間性を否定することにより、相手に精神的な苦痛を与えるものをいう。)を行わないこと

(11) 車両を運転するときは、交通法規を遵守し、かつ、事故防止及び安全運転に努めるとともに、とりわけ飲酒運転を決して行わないこと

(12) 租税、水道料金、公営住宅の家賃その他の公的な債務は、定められた期限までに支払うこと

(利害関係者等との関係)

第8条 職員は、利害関係者との関係においては、次に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該行為が職務として行う行為（それに付随して行われる行為を含む。）である場合は、この限りでない。

(1) 利害関係者から金銭、物品（宣伝用の物品又は記念品であつて広く一般に配布されるものを除く。）又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを除く。）を受けること

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は当該業を行う者の取引の通常 conditions に照らして利子の利率が不相当に低いものに限る。）を受けること

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること

(5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること

(6) 利害関係者から供応接待を受けること

(7) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること

2 前項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時にお

ける時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

3 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第1項の規定にかかわらず、同項各号（第7号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

4 職員は、利害関係者に該当しない者であっても、その者から供応接待を繰り返して受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

5 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。）にその者の負担として支払わせてはならない。

（職員の努力義務）

第9条 職員は、次に掲げる事項に留意して、職務に臨むよう努めなければならない。

- (1) 業務の進捗状況を把握し、業務に支障を及ぼさない範囲で年次休暇を計画的に取得すること
- (2) 公務に関する能力の向上のみならず、自己の資質の向上のため、幅広い知識と教養を身に付ける等、自己啓発及び自己研さんを行うこと
- (3) 仕事と生活を調和させることにより、自己の心身の健康管理を行うこと
- (4) 自己の返済の能力を超える借財を重ねない等、健全な生活設計を図るようすること
- (5) 過度の飲酒及び遊興を控え、節度を保つこと

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市では、過去5年間に職員の懲戒処分が71件、そのうち、現仲川市政になってからは、職員による公金着服事件をはじめ、懲戒処分が56件にものぼっており、不祥事や問題事象が後を絶たず、まさに奈良市政への信頼は失墜している。

今こそ、奈良市あげて本気で不祥事を根絶するために職員の意識改革と組織の体質改善を図らなければならない。

本条例は、地方公務員法に基づき、職員の服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員が遵守すべき倫理規範を定め、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項を定めることにより、市民全体の奉仕者として市政に対する市民の信頼を確保するとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職のうち副市長、水道事業管理者、常勤の監査委員及び法第3条第2項に規定する一般職に属する職員を対象に早急に条例を制定する必要があるため。